

## 役員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規定は、学校法人小出学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第12条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。この役員の報酬には、職員給与規定に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 無報酬とする。

### (報酬等の額)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、運営状況を考慮し理事会において決定する。  
運営状況によっては支給しない。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 報酬 理事長 月額100万円以下 | 理事 月額50万円以下  |
| (2) 賞与 理事長報酬月額×2か月以下 | 理事報酬月額×2か月以下 |
| (3) 退職慰労金 最終報酬月額×年数  |              |

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の時期はこの法人の職員給与規定に準ずる。

(費用)

第6条 役員には旅費を実費支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は評議員会の意見を聴いた上理事会の議決により行う。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。